

○岩国市立訪問看護ステーションさくら指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規程

令和4年1月1日訓令第1号

改正

令和5年4月1日訓令第10号
令和6年6月1日訓令第15号
令和7年3月24日訓令第2号

岩国市立訪問看護ステーションさくら指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、岩国市立訪問看護ステーションさくら（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護等の必要を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（ステーションの名称及び所在地）

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
岩国市立訪問看護ステーションさくら	岩国市美和町渋前1383番地1

2 ステーションにサテライトを置き、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
岩国市立訪問看護ステーションさくら サテライトにしき	岩国市錦町広瀬1052番地1

（看護職員等の職種及び員数）

第4条 ステーションに勤務する看護職員等の職種及び員数は、次のとおりとする。

- （1）管理者 保健師又は看護師 1人
- （2）看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上（1人以上を常勤とする。）
- （3）理学療法士又は作業療法士 実情に応じた適当数

2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて事務職員その他の職員を置くことができる。

（看護職員等の職務内容）

第5条 ステーションに勤務する看護職員等の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、看護職員等の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。ただし、ステーションの管理上支障がない場合は、当該ステーションの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- （2）看護職員は、指定訪問看護等を提供するものとし、准看護師以外の看護職員は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
- （3）理学療法士又は作業療法士は、看護職員に代わり、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（訪問日及び訪問時間）

第6条 ステーションの訪問日及び訪問時間は、次のとおりとする。

- （1）訪問日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。
- （2）訪問時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、ステーションは、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の内容及び利用料等）

第7条 指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）病状及び障害の観察
- （2）清拭、洗髪等による清潔の保持
- （3）褥瘡予防及び処置
- （4）リハビリテーション
- （5）カテーテル等の管理
- （6）食事、排せつ等日常生活の世話
- （7）療養生活及び介護方法の指導

- (8) ターミナルケア
 - (9) 認知症患者の看護
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、医師の指示による医療処置
- 2 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)により算定して得た額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
- 3 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域での事業に要した交通費の額は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルまでを110円とし、以降1キロメートル(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)当たり110円を更に加算した額とする。
- 4 死後の処置料は、1件につき8,800円とする。
- 5 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、利用者の同意を得るものとする。
(指定訪問看護等の提供方法)
- 第8条 指定訪問看護等の提供に当たっては、主治医との密接な連携並びに訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 指定訪問看護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- 4 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 指定訪問看護等の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- 6 指定訪問看護等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 7 特殊な看護等については、これを行わない。
(通常の事業の実施地域)
- 第9条 通常の事業の実施地域は、岩国市美和町、本郷町、美川町及び錦町の区域とする。
(緊急時等における対応方法)
- 第10条 看護職員等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
(虐待の防止のための措置に関する事項)
- 第11条 ステーションは、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護職員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (その他運営に関する重要事項)
- 第12条 ステーションは、看護職員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 2 ステーションは、全ての看護職員等に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。看護職員等でなくなった後も、同様とする。
- 4 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 6 ステーションは、サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 7 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
(その他)
- 第13条 この規程に定めるもののほか、ステーションの運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 附 則(令和5年4月1日訓令第10号)
- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則(令和6年6月1日訓令第15号)
- この訓令は、令和6年6月1日から施行する。
- 附 則(令和7年3月24日訓令第2号)
- この訓令は、令和7年7月1日から施行する。
-